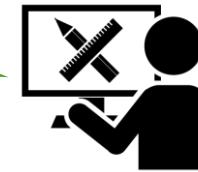


主な改訂内容

【現行ガイドラインに対する主な意見】※設計者ヒアリング

- ✓ 義務基準を確認するために使用する場面が多く、望ましい基準に気づきにくい
- ✓ 基準と解説図をセットで確認したい、なぜこの基準が必要か理解しておきたい 等



設計者

現行

- 義務基準(●)と望ましい基準(○)を分けて記載
- 基準と解説を別セルに配置
- 解説図の一覧を別表で整理

建築物移動等円滑化基準	
●:政令・条例の基準 ○:望ましい基備	解説
仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 段 ○段がある部分は、次に掲げるものであること。 イ 手すりを設けること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
傾斜路	●傾斜路 イ 勾配1/12を超えること。 ロ その他の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 ●傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならぬ
	解説 床材の滑りの評価指標としては、JIS A 1454がある。

望ましい整備	
●:高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。 ○歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。	解説 やむを得ず、歩行者と車の動線が交叉する場合においては、見通しを良くする等、危険を回避する。 クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。 駐輪場・駐車場の駐輪も、出来ること。
○車椅子使用者と視覚障がい者の動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。 ○高齢者、障がい者等他の利用者が同じ経路を利用できるように、歩道と車路の明度、色相又は彩度の差を大きくし、その境界を容易に識別できるものとすること等の配慮をする。	常 [13] 室内設備のインターホンや案内板と併用する。
○敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。	砂利敷、飛石、小段は車椅子使用者等の移動が困難があるので、設ける場合は別ルートを確保するようにすること。

解説図一覧	
図 1.1 敷地内の通路の有效幅員 表 1.1 傾斜路の仕上げの例 図 1.2 アプローチ(高差がない場合) 図 1.3 傾斜路 図 1.4 傾斜路の立ち上がりと手すり 図 1.5 横断溝の仕様	●○ ○ ●○ ●○ ●○ ○

改訂案(主なポイント)

- ① 基準、設計時に参考となる内容、解説を一目で確認できるよう記載
- ② 義務基準(●)と推奨基準(○)を一体的に整理
- ③ 参照図表番号を基準や解説の横に配置
- ④ 記載順を「基本的な考え方→チェック項目→基準・解説」に見直し
- ⑤ ページの端部に見出しを追加 等

1 敷地内の通路 (政令第16条・18条 条例第22条・24条)

■ 基本的な考え方

道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。
その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

2 敷地内の通路

チェック項目 (義務基準)

①	表面は滑りにくい仕上げであるか	(4)
②	段がある部分	-
(1)	手すりを設けているか	-
(2)	識別しやすいものか	-
(3)	つまずきにくいものか	-
③	傾斜路がある部分	-
(1)	手すりを設けているか (勾配1/12を超える 又は高さ16cmを超える、かつ、1m以上に設置する) (4)	-

3 敷地内の通路

整備基準 (1/3)

項目	●義務 ○推奨	内容 (→解説)	参照図表
仕上げ	●	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 →床材の滑りの評価指標としては、JIS A 1454がある。	表 1.1 図 1.1
段	●	一般基準 - 段がある部分は、次に掲げるものであること。 イ 手すりを設けること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 移動等円滑化経路 - 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	図 1.2 図 1.3 図 1.4 図 1.5
	○	- けあいは16cm以下、踏面は30cm以上、け込み2cm以下とする。 - 枝使用者の利用に配慮し、段の幅は140cm以上とする。 - 手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基	

ガイドライン記載内容の再整理

現行

- 義務基準(●)と望ましい基準(○)を分けて記載
 - 基準と解説を別セルに配置
 - 解説図の一覧を別表で整理

建築物移動等円滑化基準		解説
仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ●段がある部分は、次に設けるものであることを、 イ 手すりを設けること。 ロ 口面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差 が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 ハ 段轟の突き出しその他の今までのままであるものを設けない構 造 	床材の滑りの評価指標としては、JIS A 1454がある。
傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路は、勾配を1%以上とし、直線とし、曲線を避け、かづ、勾配が 大きい場合は、勾配を1%以下とすること。 ロ その前の段の連絡の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによ りその存在を容易に識別できるものとすること。 	ハ 傾斜路は、直線とし、曲線を避け、勾配を1%以上とし、直線とし、曲 線を避け、勾配が大きい場合は、勾配を1%以下とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならな い。 	枝等による危険の予知、車椅子のキヤスター等の脱輪防止

望ましい基準	解説
○高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。	やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合においては、見通しを良くする等、危険を回避する。
○歩道と車路及び敷地の境界の段差を解消する。	クラッシュ等の音が聞こえない聽覚障がい者が安全に通行するためにも効果的である。
○車椅子使用者と視覚障がい者の動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。	駐輪場・駐車場の経路も、出来る限り交錯を避ける。
○高齢者、障がい者等との利用者が同じ経路を利用できるように歩道と車路を別々に設ける。また、歩道と車路となるない場合は、車路を設置する。	常時、[1]室内設備のインターホンや[2]室内併用する。
○弱視者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すり等を設ける。歩道と車路の色の明度、色相又は彩度を大きくし、その境界を容易に識別できるものとする等の配慮をする。	砂利敷、飛雲、小石等は車椅子使用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別に一ートを確保できることにする。
○敷地内の車路と道路の境界部や出入り口前の段差を解消するため、L形削溝や積石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。	

解説図一覧	
図 1.1 敷地内の道路の有効幅員	<input type="radio"/>
表 1.1 梱斜路の床仕上げの例	<input type="radio"/>
図 1.2 アプローチ(高低差がない場合)	<input type="radio"/>
図 1.3 梱斜路	<input type="radio"/>
図 1.4 梱斜路の立ち上がりと手すり	<input checked="" type="radio"/>
図 1.5 梱斜路の仕様	<input type="radio"/>

改訂案(主なポイント)

- ① 基準、設計時に参考となる内容、解説を一目で確認できるよう記載
 - ② 義務基準(●)と推奨基準(○)を一体的に整理
(推奨基準→義務基準の順に整理)
 - ③ 参照図表番号を基準や解説の横に配置
 - ④ 記載順を「基本的な考え方→チェック項目→基準・解説」に見直し
 - ⑤ **基準と解説図を一体的に整理(グルーピング)**
 - ⑥ ページの端部に見出しを追加 等

13 案内設備 (政令第 21 条 条例第 26 条)

■ 基本的な考え方

建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内設備を設置する。
案内設備は、文字や図を用いるなど、高齢者、障がい者等にわかりやすいものとなるよう配慮する必要がある。

チェック項目（義務基準）

目の見える人への案内設備

- ①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降装置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる）4

一 視覚障がい者への案内設備

- ②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、大人用介護ベッドの配置を点字その他
他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか

視覚障がい者への案内設備

- ・受付がない場合の触知図案内板には、必要に応じてインターホン受付（別途）を併設する。 図 13.1

一般基準

- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所、大人用介護ベッドの配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けなければならない。

【国土交通大臣が定める方法】(国土交通省告示第1491号)

- ・文字等の浮き彫り
 - ・音による案内
 - ・点字及び上記2つに類するもの

具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知图案案板、インターホン等。触知图案案板の点字の表示方法等については、JIS T0921、情報内容及び形態表示方法等についてはJIS T0922が参考となる。

点字が読めない、浮彫文字が理解できない障がい者もいるため音声案内を設ける

図 13.1 触知図案内板の例



点字等による案内板(目の見える人も使える
ように大きめの墨字を併記するとともに、音
声による案内、インターホンも設置)

[3] 廊下等

現行ガイドライン

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン 令和5年5月

[3]廊下等 (政令第11条・18条 条例第14条・24条)

★★★的かき書き

仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるため避ける。
なお、授乳・おむつ交換についての設計例やイラストは、[15]子育て支援設備 参照のこと。		

● 政令・条例の基準 ○：望ましい整備

建築物移動等円滑化基準

一般基準	仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるため避ける。
	点状ブロック等	●階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)には、視覚障がい者に対する段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他のに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるため避ける。 段階の上端と下端には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 (国土交通省告示第1497号・条例施行規則第3条) ・勾配が1/20を超えない ・傾斜の上下端に近接するもの ・高さが16cmを超える、かつ勾配が1/12を超えない ・傾斜の上下端に近接するもの ・駐車場に設ける廊下等の場合
	手すり	●次に掲げる特別指定建築物における廊下等には、手すりを設けること。 イ 病院又は診療所 ロ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)	点状ブロック等の形状や色等については、[14]案内設備までの経路 参照
照明	○廊下の照明は通行に支障のない明るさとする。	●幅は、120cm以上とすること。	●廊下に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。
移動等円滑化経路	通路幅員の確保	●50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	●車椅子の転回に支障がない場所として、140cm×140cmのスペースが必要となる。 [2]出入口 参照
	戸の構造	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	

改訂案 まちづくりのための施設整備
令和5年5月

推奨基準を追加

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
仕上げ	●表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。		
点状ブロック等	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 <small>解説 カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるため避ける。</small>		
一般基準	●階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端・下端及びエスカレーターの上端・下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)には、視覚障がい者に対する段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他のに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設する。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣または規則で定める場合は、この限りでない。 <small>解説 階段の上端と下端には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 (国土交通省告示第1497号・条例施行規則第3条) ・勾配が1/20を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが16cmを超える、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・駐車場に設ける廊下等の場合</small>	[14]案内設備までの経路 参照	
手すり等	●手すりは両側に連続して設ける。		図3.1

推奨基準を追加

**福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン
令和5年〇月〇日**

項目	●義務 ○推奨	内容	参照 図表
照明	●廊下の照明は通行に支障のない明るさとする。 <small>解説 適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。</small>		
誘導案内	●床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。		
防火戸	●防火戸は一目見てわかる配置・デザインとする。 ●85cm以上の有効幅を確保する。 ●シャッタータイプの防火戸は車椅子使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用する。		

■万博UDGLを反映
■前回検討部会(第30回)資料3を反映
■資料2-2の意見を反映

[6] エレベーター

現行ガイドライン

[6]エレベーター (政令第18条 条例第24条)

基本的な考え方

エレベーターは、高齢者、障がい者等にとって、垂直移動の大切な手段である。

建築物の高層化が進む中で、垂直移動が必要な施設は、エレベーターを設置することが望ましい。

また、エレベーターを設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすいように配慮することが必要である。

出入口

- 出入口の幅は、車椅子使用者の利便性を考慮し、90cm以上とする。

停止階

- 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

出入口

- 籠及び界障路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
- 籠及び界障路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。
- 籠及び界障路の出入口の戸にガラスその他これに類するものはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とすること。

籠の大きさ

- 籠の奥行きは、135cm以上とすること。

制御装置

- ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とすること。
- ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保する。
- 制御装置の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を同一建物内で統一する。
- 一般用制御装置の取り付け位置は、片側の場合は扉に向かって右側とする。
- ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。
- 階数ボタンは浮彫階数表示(さわってわかる表示)とする。
- ボタン操作時に応答音による案内とする。

手すり

- 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。

推奨基準を追加

改訂案

■ :万博UDGLを反映

■ :前回検討部会(第30回)資料3を反映

■ :資料2-2の意見を反映

内容

参照図表

エレベーター

移動等円滑化経路

- 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

図6.5
図6.6

図6.1

出入口

- 出入口の幅は、車椅子使用者の利便性を考慮し、90cm以上とする。
解説 日本産業規格JIS T 9201に定められる手動開閉扉の幅が80cmでも利用可能であるが、電動式や、スポーツ用車椅子の場合、利用できないものがある。(例:テニス用車椅子幅87cm)

図6.5
図6.6

かご及び昇降路の出入口の袖壁は袖なしもしくは片袖とする。

図6.1

移動等円滑化経路

- 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とする。

図6.5
図6.6

移動等円滑化経路

- 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設ける。
解説 使用者の安全を図るために設ける装置。光電ビームを2条以上、床座20cm及び60cm程度の高さに設ける。

図6.6
図6.7

移動等円滑化経路

- 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とする。
解説 事故等の際に内部を確認することができるよう必要。
防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、籠の外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。

図6.5
図6.7

外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設ける。

制御装置

- 制御装置の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を同一建物内で統一する。
解説 車椅子使用者が利用できるエレベーターを複数設置した場合は、車椅子使用者が利用できる乗り場ボタンを1台だけ設置するのではなく、利用できるエレベーターすべてに設置することが望ましい。

図6.4

点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行う。

図6.4

階数ボタンは浮彫階数表示(さわってわかる表示)とする。

図6.4

ボタン操作時に応答音による案内とする。

図6.4

乗り場ボタン及び操作盤ボタンは、大きく、丸い形のものを利用する。ボタンを押した際に、押せたことが視覚障がい者や、聴覚障がい者でもわかるよう、電飾と音で報せる構造にする。

図6.4

ボタンの形状は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者(ロービジョン)の操作性に配慮したものであること。

図6.4

乗り場ボタン・操作盤ボタンは、点字に加え、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とする。

図6.4

点字表示は、かご内の立位で使用する乗り場ボタン、操作盤の各ボタン(階数、閉開、非常呼び出し、インターホン)に設ける。

図6.4

移動等円滑化経路

- 籠内及び乗降口扉には、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。

図6.8

解説 ボタンは100cm程度の高さとする。

イ 篓及び昇降路の出入口の開扉時間を延長する機能を有する。

図6.8

[8] 便所 (1/2)

現行ガイドライン

全体計画 (配置等)		O2 階以上の建物の場合、車椅子使用者用便房は直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける。	2 階以上の建物でエレベーターが設置されていない場合でも、車椅子使用者等が利用できるようにするため。 ○個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一緒に設ける。 ○多機能便房は、利用者が集中するため、複数の便房でそれぞれの機能を確保する「機能分散」を図る。 ○高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助の利用に配慮し、広めの男女共用トイレを設置する。 ○トランジエンダー等の利用に配慮し、オールジェンダートイレ(男女共用トイレ)を設置する。
一 総則事項		●床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 ●次に掲げる特別特定建物(床面積の合計が 1,000 m ² 以上(公衆便所にあっては、50 m ² 以上に限る)は、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入りにその旨の表示を行わなければならない。 ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。 一 病院又は診療所 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三 集会場又は公会堂 四 展示場 五 百貨店、マーケットその他その他の物品販売業を営む店舗 六 保健所、段差踏みその他の不特定かつ多数の者が利用する官公署 七 博物館、美術館又は図書館 八 飲食店 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、買衣料屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十 公衆便所	
二 視覚障がい者		●便所(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)の出入口の付近に、男子用及び女子用の区分け便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。 ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。	
三 洗面器		●洗面器又は手洗器のうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、水栓を容易に操作できるものとすること。	

推奨基準を追加
解説を追加・充実化

改訂案

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
計画			
○		・2 階以上の建物の場合、車椅子使用者用便房は直接地上へ通する階と同一の階に設ける。 解説 2 階以上の建物でエレベーターが設置されていない場合でも、車椅子使用者等が利用できるようにするため。	図 8.1 図 8.2 図 8.3
○		・多機能便房は、利用者が集中するため、複数の便房でそれぞれの機能を確保する「機能分散」を図る。 解説 多機能便房(さまざまな機能を備えた便房)は利用者が集中し、混雑することがある。次の各機能(個別機能)を異なる便房に適切に持たせる(機能分散する)よう計画し、付加される機能に応じた広さを確保する。 ・車椅子使用者用便房 ・オールジェンダートイレ(男女共用トイレ) ・オストメイト対応設備 ・おむつ交換用のベビーベッド	図 8.1 図 8.2 図 8.3
○		・個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一緒に設ける。	図 8.3
○		・車椅子使用者用便房に利用者が集中することを避けるため、男性用便所、女性用便所内においても簡易型車椅子使用者用便房(車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房)を設ける。	図 8.1 図 8.2
○		・高齢者や知的・発達障がい者等への異性による介助・同伴利用に配慮し、広めの男女共用トイレを設置する。	図 8.2
○		・トランジエンダー等の利用に配慮し、性別に関わらずすべての人が利用しやすい位置にオールジェンダートイレ(男女共用トイレ)を設置する。 解説 例えば、男性用便所の内側(入口横等)にオールジェンダートイレ(男女共用トイレ)が設置された場合、入りづらいと感じる事が生じるため、全ての人が利用しやすい位置に設けることが必要。	図 8.1
○		・幼児用便器を設ける場合、ブース化するなどプライバシー保護や安全に配慮して保護者が見守れる形式とする。	図 8.1
一般基準			
	●	・階面に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設ける。 解説 床面積の合計 500 m ² 以上に限る。 以下のいずれかに該当する階を除く。(令和 6 年告示第 1074 号) ・地上階であり、かつ、便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内に複数ある場合 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい場合 の管理運営上便所を設けないことがやむを得ない認められる階	

事例を追加

図 8.1 男女共用トイレに機能分散した例



男女別及び男女共用トイレにおける機能分散の例
出典:施設設備に関するユニバーサルデザインガイドライン
【改定版】(2025 年日本国際博覧会協会)



可動式の間仕切りを設けることにより男女の男女比率を変更することを可能とした例
(大阪・関西万博ハイウェイパーキングトイレ)

[12] 標識

現行ガイドライン

[12] 標識 (政令第19条)

基本的な考え方

標識は、一般的にピクトグラムとも呼ばれ、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。

文字より絵のほうが理解しやすいといった障がい者や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもあるため、情報が確実に得られるようわかりやすくかつ適切に設ける必要がある。

●・政令・条例の基準 ○・望ましい整備

建築物移動等円滑化基準

標識	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設がある
設置	<ul style="list-style-type: none"> 設置に関しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をする。 表示板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。 弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。 標識は、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車椅子使用者にも見やすい位置とする等、誰もがわかりやすい位置に設置する。 突出型の標識を設ける場合は、視覚障がい者等の支障となるないような高さに設ける。 自立型標識を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。 誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設ける。 立体通路や地下街、地下道、鉄道駅に接続している建物においては、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を、歩道や地下通路から認識できる場所に設ける。 JIS Z 8210に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン改定版(2017年7月)を用いる。
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> は、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を、歩道や地下通路から認識できる場所に設ける。
浮き彫り	<ul style="list-style-type: none"> 国際シンボルマークは10cm角以上45cm角以下とする。ただし、駐車場の床又は地面上に表示する場合は、大きく書き込むこととする。 ピクトグラムは浮き彫りにする。

推奨基準・解説を追加

改訂案

ちづくりのための施設
令和元年6月

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表																		
設置		<ul style="list-style-type: none"> 設置に関しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をする。 表示板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。 ・図記号(ピクトグラム)や図を用いる場合は、文字表記を併記する。 																			
		<ul style="list-style-type: none"> ・弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。 <small>解説 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-18~19及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(大阪府作成)参考。</small> 表示されている内容を読みとることが難しいことのある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。 																			
		<ul style="list-style-type: none"> ・標識は、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車椅子使用者にも見やすい位置とする等、誰もがわかりやすい位置に設置する。 <small>解説 突出型の標識は、様々な方向から認識しやすいため、積極的に採用することが望ましい。</small> ・設置に関しては、視覚障がい者の支障とならないような高さに設ける。 																			
		<ul style="list-style-type: none"> ・自立型標識を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。 ・誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設ける。 <small>解説 路線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるよう配置する。</small> 																			
		<ul style="list-style-type: none"> ・立体通路や地下街、地下道、鉄道駅に接続している建物においては、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を、歩道や地下通路から認識できる場所に設ける。 <small>解説 階層移動が難しい車椅子使用者にエレベーターの場所を示す。</small> 	図 12.4																		
		<ul style="list-style-type: none"> ・JIS Z 8210に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン改定版(2017年7月)を用いる。 <small>解説 標準案内用図記号ガイドライン改定版:国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財團が2001年3月に策定したものを、2017年7月に改定したもの。標準案内用図記号参考。</small> 	図 12.4																		
		<ul style="list-style-type: none"> ・表示板は、内容が容易に識別できるもの(JIS Z 8210適合)とし、色彩については、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにする(明度差は少なくとも0~10段階のマンセル表色系5以上)。 																			
		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者にとって識別しやすいように黒字に白抜きのものとする。困難な場合は、濃い色に白抜き、文字に縁取りをするなど濃淡の確保に配慮する。 																			
		<ul style="list-style-type: none"> ・表示板の大きさは、下記のとおり、視距離に応じたものとする。 <small>解説 表示板の大きさ</small> 																			
		<table border="1"> <tr> <td>視距離</td> <td>表示板の大きさ</td> </tr> <tr> <td>L < 7m</td> <td>6cm × 6cm</td> </tr> <tr> <td>7m < L < 18m</td> <td>11cm × 11cm</td> </tr> <tr> <td>L > 18m</td> <td>20cm × 20cm</td> </tr> </table>	視距離	表示板の大きさ	L < 7m	6cm × 6cm	7m < L < 18m	11cm × 11cm	L > 18m	20cm × 20cm											
視距離	表示板の大きさ																				
L < 7m	6cm × 6cm																				
7m < L < 18m	11cm × 11cm																				
L > 18m	20cm × 20cm																				
		<ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさは、下記のとおり視距離に応じたものとする。 																			
		<table border="1"> <tr> <td>視距離</td> <td>和文文字高</td> <td>英文文字高</td> </tr> <tr> <td>30m</td> <td>12cm 以上</td> <td>9cm 以上</td> </tr> <tr> <td>20m</td> <td>8cm 以上</td> <td>6cm 以上</td> </tr> <tr> <td>10m</td> <td>4cm 以上</td> <td>3cm 以上</td> </tr> <tr> <td>4~5m</td> <td>2cm 以上</td> <td>1.5cm 以上</td> </tr> <tr> <td>1~2m</td> <td>0.9cm 以上</td> <td>0.7cm 以上</td> </tr> </table>	視距離	和文文字高	英文文字高	30m	12cm 以上	9cm 以上	20m	8cm 以上	6cm 以上	10m	4cm 以上	3cm 以上	4~5m	2cm 以上	1.5cm 以上	1~2m	0.9cm 以上	0.7cm 以上	
視距離	和文文字高	英文文字高																			
30m	12cm 以上	9cm 以上																			
20m	8cm 以上	6cm 以上																			
10m	4cm 以上	3cm 以上																			
4~5m	2cm 以上	1.5cm 以上																			
1~2m	0.9cm 以上	0.7cm 以上																			

[13] 案内設備

現行ガイドライン

[13]案内設備 (政令第20条・条例第25条)

基本的な考え方

建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内設備を設置する。

案内設備は、文字や図を用いるなど、高齢者、障がい者等にわかりやすいものとなるよう配慮する必要がある。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

建築物移動等円滑化基準

員の見える人への案内設備	●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。
視覚障がい者への案内設備	●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けなければならない。
案内所	●案内所を設ける場合には、上記の規定は適用しない。

い。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けなければならない。

●案内所を設ける場合には、上記の規定は適用しない。

【国土交通大臣が定める方法】(国土交通省告示第1491号)
・文字等の浮き彫り
・音による案内
・点字及び上記2つに類するもの
具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りした触知図案内板、インターホン等。
触知図案内板の点字の表示方法等については、JIS T0921、情報内容及び形状表示方法等についてはJIS T0922が参考となる。

●案内板等は各フロアに設ける。

●案内板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。

●弱視者、色覚者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。

●照度は、逆光または反射グレーが生じないように配慮する。

●掲示板高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や視点の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。

●突出型の案内板等を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならないような高さに設ける。

●自立型案内板等を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。

●エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置のほか、

●案内板等は各フロアに設ける。

●案内表示は、視覚障がい者誘導用ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わさるよう配慮する。

●触知図案内板は墨字を併記し、音声による誘導を行なう。

●文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。

設置

○案内板等は各フロアに設ける。

表示する。

○案内表示は、視覚障がい者誘導用ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わさるよう配慮する。

○触知図案内板は墨字を併記し、音声による誘導を行なう。

○文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。

改訂案

5人への案内設備

■:万博UDGLを反映

■:前回検討部会(第30回)資料3を反映

■:資料2-2の意見を反映

案内設備

解説

[14] 案内設備までの経路

現行ガイドライン

基
規
な
能
能建
設

視覚障害者移動等円滑化経路

[14]案内設備までの経路 (政令第21条 案例)

動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。また遠回りにならないように主動線上の歩行ルートとする。 危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には点状ブロック等を使用する。 ○視覚障がい者誘導用ブロック等は、車椅子使用者や高齢者、肢体不自由者にとっては障害物となることがある。敷設する場所や幅を決めるにあたっては、高齢者や、車椅子使用者が通れる幅を残す等の配慮をする。 ○視覚障がい者は物や場所を探すことが困難であるため、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設と併せ、物にぶつかることがないように上部の出っ張りはなくすような配慮や、音声により目標の場所を分かりやすくする配慮をする。 ○視覚障がい者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるよう配慮する。 ○視覚障がい者と車椅子使用者の動線はできる限り、交差を避ける工夫をする。 ○敷地内の通路上に設けられた枠蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。 ○視覚障がい者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法とする。 ○歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者と建築主等の十分な協議を行う。
------	--

ロック等を設設すること。 (1) 車路に近接する部分 (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障がい者の利用上支障がないものとして規制で定める部分を除く。)	●視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分(視覚障がい者の利用上支障がないものとして規制で定める部分を除く。)には、視覚障がい者に対し警告を行なために、点状ブロック等を設設すること。
回り段の禁止	●段を設ける場合には、回り段としないこと。

推奨基準を追加

改訂案

項目	内容	参照
○推奨	・視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。また遠回りにならないように主動線上の歩行ルートとする。	図14.5
△検討	・危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には点状ブロック等を使用する。	
△検討	・解説屈折する場合に直角に配置するには、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りな歩行ルートとならないように注意する。	
○推奨	・線状ブロック・点状ブロックは、危険源から300mm以上離して、全長にわたって敷設する。	
○推奨	・視覚障がい者誘導用ブロック等は、車椅子使用者や高齢者、肢体不自由者にとって障害物となることがある。敷設する場所や幅を決めるにあたっては、高齢者や、車椅子使用者が通れる幅を残す等の配慮をする。	
△検討	・解説敷設位置は、壁・壇に近すぎないように余裕を確保した位置とする。(壁からは40cm程度離して敷設する。)また、壁・壇の付属物や電柱等の路上施設に衝突する場合もある。	
○推奨	・視覚障がい者は物や場所を探すことが困難であるため、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設と併せ、物にぶつかることがないように上部の出っ張りはなくすような配慮や、音声により目標の場所を分かりやすくする配慮をする。	
○推奨	・視覚障がい者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるよう配慮する。	
○推奨	・視覚障がい者と車椅子使用者の動線はできる限り、交差を避ける工夫をする。	
○推奨	・敷地内の通路上に設けられた枠蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。	
△検討	・解説特に、敷地境界部分などで、道路と敷地の管理区分により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異なるないように配慮する。	
○推奨	・視覚障がい者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法とする。	
○推奨	・歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者と建築主等の十分な協議を行う。	

事例を追加

参考 ~ITを活用した案内誘導~

◆大阪・関西万博では、ナビレンズや shikAI といった IT 技術を活用した案内誘導が導入され、視覚による情報が得にくい人や外国人に向けた移動支援を実施していました。

これらの技術は、交通機関や公共施設、医療施設、商業施設等、幅広い分野で導入が進みつつあります。



出典: 大阪ヘルスケアパビリオン HP

【ナビレンズ】

視覚障がい者、多言語向けの移動を支援する音声情報提供アプリです。スマートフォンのカメラで、いろいろな角度からフォーカス不要で読み取ることができます。大阪ヘルスケアパビリオン館内には 100 か所近くナビレンズコードを設置しており、移動方法や展示内容がわかる音声が聞くことができました。



【shikAI】
視覚による情報が得にくい人に向けた移動を支援する音声ナビゲーションアプリです。東西の両ゲート周辺を含む万博会場内広域の点字ブロックに 2 次元コードが敷設されました。スマートフォンのカメラで読み取ることで、各地点から目的地までの最適なルートを音声ガイドします。

[17] 内装等 (1/4)

現行ガイドライン

[17]内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

基本的な考え方

劇場、競技場等の客席、観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ○上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。
	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席 建築基準法施行条例第19条の2 ・劇場の通路 建築基準法施行条例第19条の3
(聴覚障がい者用設備等)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能なよう配慮する。 ○通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。 ○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。 ○乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。 ○視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に点字表示をする。 ○難聴者のために難聴者用集団補聴装置（磁気ループ）やFM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。 ○舞台もしくは客席周間にパソコン要約筆記者用作業スペース（4名分の作業台）を確保する。 ○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。 ○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。
(車椅子使用者用客席)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入りから車椅子使用者用客席までの経路には段差は設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。 ○車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる。 ○車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。 ○車椅子使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとする。 間口：車椅子1台につき 90cm 以上 奥行き：120cm 以上 ○車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設ける。 ○車椅子使用者用客席の前後には容易に入出力及び転回が可能なスペースを設ける。 ○劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が200以下の場合は客席総数の1/50以上、客席総数が200を超える場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上を設ける。 ○客席総数が200を超える場合、車椅子使用者用客席を2カ所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。

推奨基準を追加

改訂案

全般基準		内容	参照図表
<input type="radio"/> 推奨	<input checked="" type="radio"/> 対応		
		劇場、競技場等の客席、観覧席	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が100以下の場合は2、100を超える200以下の場合は客席の数の1/50以上（端数は切り上げ）。以下同様、200を超える2,000以下の場合は客席の数の1/100+2以上、2,000を超えるときは客席の数の75/10,000+7以上の算出基準適合車椅子使用者用部分を設ける。 	図 17.1
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用部分を必要数以上設けているか 客席に設ける座席の数が400以下の場合、2以上 客席に設ける座席の数が401以上の場合、車椅子使用者用客席を客席総数の0.5%以上 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・一般基準 ・車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。 イ 幅は、90cm以上であるか ロ 奥行きは、135cm以上であるか ハ 床は平らであるか 解説 リクライニング式の車椅子等、手動車椅子よりも大きな車椅子等の使用者にも対応するためには、奥行き140cm以上が必要。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・客席総数が200を超える場合、車椅子使用者用客席を2カ所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。 	図 17.1
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席を必要数確保するとともに、車椅子でのグループ等の利用や、複数の場所の選択を可能とする客席空間の配置をする。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席の配置にあたっては、1箇所当り2以上の車椅子使用者が同時に利用できる専用スペースを確保する。 	図 17.1
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差は設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が利用する部分に通ずる客席内の車椅子の転回スペースは140cm角以上とする。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。 	図 17.1
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・転落するおそれがある場合は、柵や部屋前方用の立ち上がりを設けること。その場合、車椅子使用者がどこにも立つておこなう、その空間には面倒である。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・電動車椅子等の充電のために、コンセントを屋内の車椅子使用者用客席の固定席5席に1箇所程度設ける。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客席等のスペースの中又は横に同伴者用座席を設ける。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・同伴者の座席は、車椅子使用者用客席と同じ数を設ける。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・同伴者の座席は、一般座席と同じ仕様とする。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等が支障なく舞台に上がることができるよう、客席・観覧席等から舞台への通路には段を設けない。段を設ける場合は、段差解消機や階段手すりを設置する。 	図 17.2
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・客席が200席程度以下であれば、客席空間を自由に直置できる土間開口とする。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・客席、ステージに通じる経路は、バックステージも含めて全てバリアフリーとする。 解説 出演者が車椅子使用者であることも考慮する。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・とりわけ、客席は、出入口、ロビー、客席までの経路、トイレ、休憩ゾーン、ステージ等を一括りかつ連続的に設計する。 	
<input checked="" type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。 解説 車椅子使用者用客席 建築基準法施行条例第19条の2 ・劇場の通路 建築基準法施行条例第19条の3 	

[17] 内装等 (2/4)

現行ガイドライン

- :万博UDGLを反映
- :前回検討部会(第30回)資料3を反映
- :資料2-2の意見を反映

[17]内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

基本的な考え方

劇場、競技場等の客席、観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ○上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能なよう配慮する。 ○通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。 ○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。 ○乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。 ○視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に点字表示をする。 ○聴覚者のために聴覚者用集団補聴装置（磁気ループ）やFM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。 ○舞台もしくは客席周間にパソコン要約筆記者用作業スペース（4名分の作業台）を確保する。 ○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。 ○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。
（聴覚障がい者用設備等）	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。 ○車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる。 ○車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。 ○車椅子使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとする。 間口：車椅子1台につき 90cm 以上 奥行き：120cm 以上 ○車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設ける。 ○車椅子使用者用客席の前後には容易に入出り及び転回が可能なスペースを設ける。 ○劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が 200 以下の場合は客席総数の 1/50 以上、客席総数が 200 を超え 2,000 以下の場合は客席総数の 1/100 に 2 を加えた数以上、客席総数が 2,000 を超える場合は当該客席の総数の 75/10000 に 7 を加えた数以上を設ける。 ○客席総数が 200 を超える場合、車椅子使用者用客席を 2 力所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。
（車椅子使用者用客席）	<ul style="list-style-type: none"> リクライニング式の車椅子等、手動車椅子よりも大きな車椅子等の使用者にも対応するためには、奥行き 140cm 以上が必要。

推奨基準を追加

改訂案

<ul style="list-style-type: none"> ・通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。 ・座席番号、行、列等はわかりやすく読みやすいフォント（UD フォント等）を用いて表示するとともに、大きさ、コントラスト、素材、取り付け位置等に十分配慮する。 ・乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。 ・視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に日本産業規格 JIS T 0921に基づく点字表示をする。
図 17.4

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図 17.4 客席の座席番号の設計例			
			
		<ul style="list-style-type: none"> ・複数回、触りやすさの観点から、座面先端部に設けられた直角の点字プレート 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・付加アメニティ席（車椅子を使用していないか、歩行困難で扶手等補助具を使用する人、補助犬ユーザー、大柄な人等、何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席）を総座席数の 1%以上用意する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・付加アメニティ席の横には、幅 50cm 程度のスペースを確保する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペースの設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。 	[18]知的障がい・精神障がい支援 設備参照
		<ul style="list-style-type: none"> ・カームダウン・クールダウンスペースやセンサリールームの前には、利用方法や目的等に関する表示を設ける。 	[18]知的障がい・精神障がい支援 設備参照
		<ul style="list-style-type: none"> ・センサリールーム、及びカームダウン・クールダウンスペースの出入口のドアの前後に高さ差がないようにする。 	[18]知的障がい・精神障がい支援 設備参照
		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るさない照度と、遮音が施された、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間（センサリールーム）を設ける。 	[18]知的障がい・精神障がい支援 設備参照
		<ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。 	[18]知的障がい・精神障がい支援 設備参照
		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン・クールダウンスペース（個室又はスペース）を設ける。 	[18]知的障がい・精神障がい支援 設備参照
		<ul style="list-style-type: none"> ・センサリールーム及びカームダウン・クールダウンスペース内には、車椅子で利用できるスペースを確保する。 	[18]知的障がい・精神障がい支援 設備参照
		<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚や視覚による情報が得にくい人等、多様な人々がそれぞれに適した方法で種々の演出を楽しめるよう、別途策定する展示・催事に関するガイドラインの規定に対応するうえで必要な設備（ヒアリングループなど）やスペースを用意する。 	図 17.5
		<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用用斜面廊下もヒアリングループを設置する。また、聴覚障がい者が利用するところも、ヒアリングループは舞台上方を設置する。 	図 17.5
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報保障設備（ヒアリングループ等）が設置されていることの表示を分かりやすい位置に設ける。 	図 17.5

内装等

[17] 内装等（3/4）

現行ガイドライン

[17]内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

基本的な考え方

パブリック法や基準のまちづくり条例では、建築物の主な部分については、高齢者や障がい者を含めたすべての人が円滑に利用できるよう守るべき基準を定めているが、基準の適用が及ばない部分にノウハウがあると、実際には利用しにくい建物になるため、基準の適用が及ばない部分（座席箇所内的一部分など）についても、すべての人が利用できる環境を整備する必要がある。なお、車椅子使用者

劇場、競技場等の客席、観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ○上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。
	<ul style="list-style-type: none"> →・車椅子使用者用客席 建築基準法施行条例第19条
（聴覚障がい者用設備等）	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能なよう配慮する。 ○通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。 ○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。 ○乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。 ○視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に点字表示をする。 ○難聴者のために難聴者用集団補聴装置（磁気ループ）やFM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。 ○舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース（4名分の作業台）を確保する。 ○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。 ○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。
（車椅子使用者用客席）	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。 ○車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより車椅子使用者用観覧席などの位置にも設置できる。 ○車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。 ○車椅子使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとする。 間口：車椅子1台につき90cm以上 奥行き：120cm以上 ○車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設ける。 ○車椅子使用者用客席の前後には容易に出入り及び転回が可能なスペースを設ける。 ○劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が200以下の場合は客席総数の1/50以上、客席総数が200を超える2,000以下の場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上を設ける。 ○客席総数が200を超える場合、車椅子使用者用客席を2カ所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。

事例を追加

改訂案

まちづくりのための施設設計指針
令和〇年〇月

- :万博UDGLを反映
- :前回検討部会(第30回)資料3を反映
- :資料2-2の意見を反映

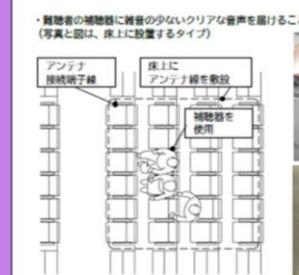
図17.5 ヒアリングループシステムの設計例



- ・複数の位置に分散された集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席の位置を示した案内表示（写真左）
- ・縦通路沿いに設置された集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席の案内表示（写真右上）
- ・集団補聴装置（ヒアリングループシステム）対応の客席の案内表示（写真右下）



- ・事前に申し込みと聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループシステム）を使うことのできる大講堂（写真左）。床下に専用の配線が設けられている。可動壁により2つの会場に分割することも可能。
- ・貸し出し用のヒアリングループシステム用受信機（補聴器）（写真中）
- ・ヒアリングループシステムの調節等を行う音量盤（写真右）



（出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版））

- 座席エリアの階段の上下端部には点状ロックを敷設する。
- 座席に設ける階段には、段を容易に識別できるよう、階段の段鼻部分は路面の色との明度、色相、彩度の差を大きくすることに加え、足元灯を設置する。
- 縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設ける。

図17.6

[17] 内装等 (4/4)

現行ガイドライン

劇場、競技場等の 客席、観覧席

- | | |
|----------------------------|--|
| <p>劇場、競技場等の
客席、観覧席</p> | <p>○上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。</p> |
| <p>(聴覚障がい者用
設備等)</p> | <p>○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能なよう配慮する。
○通路側の座席の附掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。
○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取扱位置等に十分配慮する。
○乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。
○視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に点字表示をする。</p> |
| <p>(車椅子使用者用
設備等)</p> | <p>○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。
○舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース(4名分の作業台)を確保する。</p> |
| <p>(車椅子使用者用
客席)</p> | <p>○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。
○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。</p> |
| <p>(車椅子使用者用
客席)</p> | <p>○出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差は設けない。経路に段がある場合は、傾斜踏を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。
○車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる。</p> |
| <p>(車椅子使用者用
客席)</p> | <p>○車椅子使用者用客席は、固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。
○車椅子使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとする。
間口：車椅子1台につき 90cm 以上
奥行き：120cm 以上</p> |
| <p>(車椅子使用者用
客席)</p> | <p>○車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設ける。</p> |
| <p>(車椅子使用者用
客席)</p> | <p>○車椅子使用者用客席の前後には容易に出入り及び転回が可能なスペースを設ける。
○劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が 200 以下の場合は客席総数の 1/50 以上、客席総数が 200 を超え 2,000 下の場合は客席総数の 1/100 に 2 を加えた数以上、客席総数 2,000 を超える場合は当該客席の総数の 75/10000 に 7 を加えた数以上を設ける。</p> |
| <p>(車椅子使用者用
客席)</p> | <p>○客席総数が 200 を超える場合、車椅子使用者用客席を 2 台所以の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設ける。</p> |

(聴覚障がい者用
設備等)

- 難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。
 - 舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース(4名分の作業台)を確保する。
 - 字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。
 - 手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。

改訂案

推奨基準を追加

1

劇場、競技場等の客席、観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ○上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。 	・車椅子使用者用客席
	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能なよう配慮する。 ○通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。 ○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取扱位置等に十分配慮する。 ○乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。 ○視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に点字表示をする。 ○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。 ○舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース(4名分の作業台)を確保する。 ○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。 ○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。 	
(聴覚障がい者用設備等)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。 ○車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる。 ○車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。 ○車椅子使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとする。 間口：車椅子1台につき 90cm 以上 奥行き：120cm 以上 ○車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設ける。 ○車椅子使用者用客席の前後には容易に入り出しおよび転回が可能なスペースを設ける。 ○劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が 200 以下の場合は客席総数の 1 / 50 以上、客席総数が 200 を超え 2,000 以下の場合は客席総数の 1 / 100 に 2 を加えた数以上、客席総数が 2,000 を超える場合は当該客席の総数の 75 / 10000 に 7 を加えた数以上を設ける。 ○客席総数が 200 を超える場合、車椅子使用者用客席を 2 力所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設ける。 	リクライニング式の車椅子等、手動車椅子よりも大きな車椅子等の使用者にも対応するため、奥行き 140cm 以上が必要
(車椅子使用者用客席)		
(聴覚障がい者用設備等)	<ul style="list-style-type: none"> ○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。 ○舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース(4名分の作業台)を確保する。 ○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。 ○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。 	解説を

:万博UDGLを反映

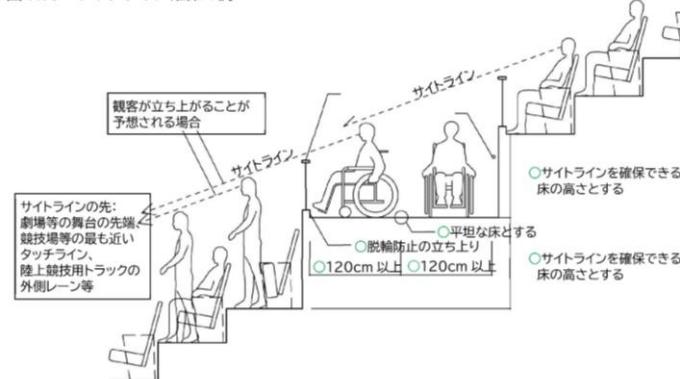
■:前回検討部会(第30回)資料3を反映

■資料2-2の意見を反映

第10章

項目	○推薦 ●義務	内容	参照 図表
	●義務	・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン（可視線）を確保する。	図 17. 6
	○	・客席からの视线を遮らないよう、柵、手すりの高さは 80cm 以下とする。	
	○	・サイトラインの確保については、小学校低学年の車椅子（バギー）使用児の眼高（700～800mm）を採用する。	

図 17.6 サイトライン確保の例



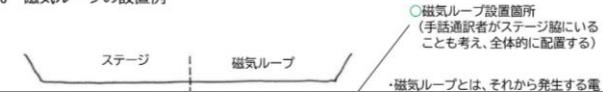
福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン
令和〇年〇月

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
仕上げ等			
	○	・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	○	・椅子の操作が困難になるような手足の長い純粋を、床の全面に使用することは避ける。	

劇場、競技場等の客席、観覧席（聴覚障がい者用設備等）

○	・難聴者のために難聴者用集団補聴装置（磁気ループ）やFM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。 音声読みかփスクリーンの下部に表示されると確認することができないので配慮する。また、手話通訳を設ける際の席のスクリーンが見えにくくなる場合を考慮し、サブスクリーンを設置することが望ましい。	図 17. 図 17. 図 17.
○	・舞台もしくは各席周囲ごパソコン記者用約算記者用作業スペース（4名分の作業台）を確保する。	図 17.
○	・字幕・文字情報等のプロジェクトアーティストの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。	図 17.
○	・手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。	図 17.

図17-16 磁気ループの設置位置



14

[18] 知的障がい・精神障がい(発達障がい含む) 支援設備

現行ガイドライン

[18] 知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)

基本的な考え方を一部追記

基本的な考え方

知的障がい者・発達障がい者等も安心して建物を利用できるよう、バリアフリー化やハードの整備だけでなく、人的対応等ソフトの対応も重要である。本章では、知的障がい者・精神障がい者(発達障がい者を含む)が利用しやすい設備を紹介する。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

望ましい整備

休憩スペース ○長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設ける。
○パニック等を起こした際に落ち着くための部屋を設ける。
○カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。

解説

図 18.6 参照

情報 ○廊下等は、標識など必要な情報のみ提示する。

ボスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。
表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい、発達障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

○漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示する。

ゴシック体や教科書体が認知しやすい。

○文字はわからかぎにすること。

○文字の書体は認知しやすいものとすること。

推奨基準を追加

休憩スペース

○長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設ける。
○パニック等を起こした際に落ち着くための部屋を設ける。
○カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。

解説図一覧

図 18.1 ルビ(ふりがな)を振った冊子の例 ○

図 18.2 コミュニケーションボードの例 ○

図 18.3 絵カードの例 ○

図 18.4 知的障がい者に配慮した小便器 ○

図 18.5 わからかぎの例 ○

図 18.6 カームダウン・クールダウンの例 ○

改訂案

知的障がい・精神

:万博UDGLを反映

:前回検討部会(第30回)資料3を反映

:資料2-2の意見を反映

■ 基本的な考え方

知的障がい者・発達障がい者等も安心して建物を利用できるよう、バリアフリー化やハードの整備だけでなく、人的対応等につながる基礎的環境整備(わかりやすい案内、コミュニケーションボード等)も重要である。本章では、知的障がい者・精神障がい者(発達障がい者を含む)が利用しやすい設備を紹介する。

■ 整備基準

項目	○推奨	●義務

センサリールームとカームダウン クールダウンルームを分けて記載

参照
図表

センサリールーム

大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るすぎない照度と、遮音が施され、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間(センサリールーム)を設ける。
解説 設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。

図 18.1

カームダウン・クールダウンスペース

大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン・クールダウンスペース(個室又はスペース)を設ける。
解説 設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行う。

以下機能を有するカームダウン・クールダウンスペースを設ける。
・遮光性、遮音性を確保する。
・壁は柔らかい素材であること(衝突への緩衝を備えること)
・照明は照度調整、配光機能を備えること
・防犯(施錠、緊急連絡ブザー等)に十分に備えること。

混雑時に備えて、可動式で吸音性のあるカームダウン・クールダウンスペースを準備しておく。
・カームダウン・クールダウンスペースを必要とする人の同伴者も一緒に利用できる大きさとする。

内部の利用状況が確認できるカメラや非常に外部に連絡するための設備を設置する場合には、その旨を表示する。
・視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮し、管理者等とコミュニケーションを取ることが可能な設備を設置する。

図 18.1

必要とされる機能・設備

時間を使える設備、落ち着いて座れるいす、給水設備や自動販売機を設置する。
・車椅子使用者用便所やセンサリールーム、カームダウン・クールダウンスペースの中に物を置かない。
解説 知的障がい、精神障がい発達障がいのある方が利用する際に、突発的な事故を避けるため、当該部屋には不要なものを置かないようにする。
・センサリールーム、及びカームダウン・クールダウンスペース内には、車椅子で利用できるスペースを確保する。
・センサリールーム、及びカームダウン・クールダウンスペースの出入口のドアの前後に高低差がないようにする。

図 18.1

関連する資料

参考-116 公共サービス窓口における配慮マニュアル(障害者施策推進本部)